

日本カリキュラム学会 役員選出規程

1992年7月12日総会決定

2007年7月8日総会改正

2020年9月8日総会改正

2023年7月9日総会改正

- 第1条（目的） 本規程は日本カリキュラム学会会則第11条及び第13条に基づき、本学会役員を 会員中より選出する方法を定めることを目的とする。
- 第2条（理事の選出） 理事は、会員の選挙による理事並びに当選理事の推薦による理事とする。
- 2 選挙による理事の選出は、全会員の無記名投票による。
 - 3 選挙権、被選挙権は会員たることを資格条件とする。ただし、前年度までの会費未納者は その資格を失う。
 - 4 投票は全国区のみとし、15名連記とする。ただし、15名以下の不完全連記は有効とし、15名を超える連記の票は全員無効とする。
 - 5 当選は、総得票順とする。
 - 6 得票数が同点となった場合は、選挙管理委員会の実施する抽選により当選者を決定する。
 - 7 当選理事の推薦による理事は、地域ないし専門分野の偏り等を正すために選出される。
 - 8 理事に欠員の生じたときは、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。
- 第3条（理事の定員） 理事の定員は、日本カリキュラム学会会則第10条に定めるところによる。
- 第4条（理事の公表） 理事の選出結果については当該年度総会で承認を受けた後、全会員に通知する。
- 第5条（選挙管理委員会） 第2条に規定する選挙を執行するため、理事会は会員中より選挙管理委員会の委員3名を指名する。
- 2 選挙管理委員会は互選により委員長を決定する。
- 第6条（監査の選出） 監査は、理事会の発議により総会で選出する。
- 第7条（細目の委任） 本学会の役員選出に関する細目は、理事会の定めるところによる。

附則

- 1 本規程の改正は、総会の決議による。
- 2 本規程は、制定の日（1992年7月12日）から施行する。
- 3 本規程は、改正の日（2007年7月8日）から施行する。
- 4 第1条および第3条を2020年9月8日改正。本規程は、改正の日から施行する。
- 5 第2条を2023年7月9日改正。本規程は、改正の日から施行する。